

# (仮称)花巻市乳児等通園支援事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例案に関する パブリックコメントを実施します

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和8年から市町村に実施の義務が課せられ、本市でも令和8年度より実施するにあたり、児童福祉法により、職員配置や設備基準を条例で定める必要があるものです。

条例案について、広く市民の皆様からご意見を募集します。

## 1 意見の募集期間

令和7年8月1日（金）から令和7年8月31日（日）まで

## 2 閲覧用資料

- (1) 「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」について **資料 No. 1**
- (2) 【内閣府令】乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準 **資料 No. 2**

## 3 条例案の公表方法

花巻市役所総務課、各総合支所地域振興課、まなび学園、なはんプラザ、各振興センター、花巻保健センター、各市立図書館、こどもセンター、地域子育て支援センター、ぷらっと花巻、花巻市こども課に備え付けるほか、市ホームページに掲載します。

## 4 意見の提出方法

①住所 ②氏名 ③電話番号 ④意見 を明記のうえ、郵送、FAX、持参、電子メールまたはLogoフォームのいずれかにより提出してください。

※ 様式は任意です。参考様式をご利用いただいても構いません。

※ 口頭や電話、匿名での意見は受付できません。

## 5 意見への回答

お寄せいただいた意見の概要と、意見に対する市の考え方は、個人情報に配慮したうえで市ホームページなどで公表します。

## 6 提出先・お問合せ先

花巻市健康こども部こども課

〒025-8601 花巻市花城町9番30号

電話番号 0198-41-3150

FAX 0198-41-2761

電子メール [jidou@city.hanamaki.iwate.jp](mailto:jidou@city.hanamaki.iwate.jp)

LogoフォームURL <https://logoform.jp/f/5mT05>



【Logo フォーム QR コード】